

平成 16 年(2004 年)5 月 日
 経営戦略局 信州コールセンターチーム
 担当:清水 仙一郎 田中 賢太郎
 電話(直通)026 - 235 - 7252
 (代表)026 - 232 - 0111(内線 3523)
 FAX 026 - 235 - 6232
 E-mail callcenter@pref.nagano.jp

平成 16 年(2004 年)5 月 日
 経営戦略局 行政システム改革チーム
 (県民とのコミュニケーション改革チーム)
 担当:轟 寛逸 小林 今雄
 電話(直通)026 - 235 - 7029
 (代表)026 - 232 - 0111(内線 2552)
 FAX 026 - 235 - 7030
 E-mail gyokaku@pref.nagano.jp

“市町村コンシェルジュ”事業をスタートします(案)

～市町村の悩みや課題のご相談承ります～

1 事業の目的

地域に軸足を置いた「コモンズ」を中心とした地域主権、地域からの政策の流れに変えることによって、自律的な住民が意欲を持って行動し、地域が再生し、二十一世紀型の真に豊かな社会を創造することができるという視点に立ち、市町村コンシェルジュ事業を実施します。

住民に身近に接している市町村の職員が仕事に関し気軽によろず相談できる窓口として、その市町村に思い入れのある県職員を“市町村コンシェルジュ”に任命します。

市町村コンシェルジュは、小さくても自律を目指す町村をはじめ、地域の様々な課題を抱える市町村の現場にお伺いし、その市町村の創意と工夫をいかながら、課題を解決するためお手伝いをします。

また、この事業は併せて、県職員が現場感覚を養い、その経験を今後の政策立案等に反映していくことをねらいとしています。

2 対象

この事業を希望する市町村

3 市町村コンシェルジュ

市町村コンシェルジュは、県職員の中から公募します。選考に際しては、当該市町村への思い入れ等を重視しますが、多様な職種チーム編成となるよう考慮します。応募がない場合には、本庁及び現地機関から適宜推薦を受けま

す。概ね1年間の兼務職員とし、再任も可とします。

1市町村につき3名程度のチーム編成としますが、応募状況により柔軟に対応します。

(編成例)

所属等	人数
部課長クラス	各1名程度
現地機関	
本庁	

4 事業の内容

市町村コンシェルジュは、担当市町村を訪問して、市町村職員と意見交換を行い、抱えている悩みや課題、それらを解決するために求めている情報やノウハウなどのご用件を承ります。課題によっては、市町村の職員とともに地域住民の方々からも直接お話をうかがいます。

市町村からのご相談等について、県関係部局・現地機関と連携して、原則として7日以内に回答します。

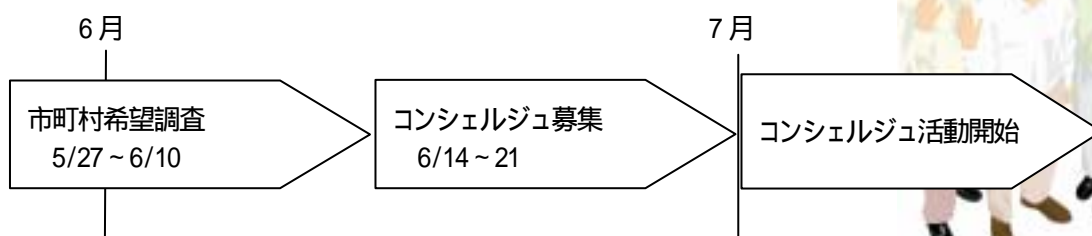
県関係部局・現地機関は、市町村コンシェルジュと共に市町村に対して、適切な情報の提供や助言などを行ったり、必要に応じて事業の創設や既存の事業の充実を図るなど県の施策に反映させていきます。

5 事業費

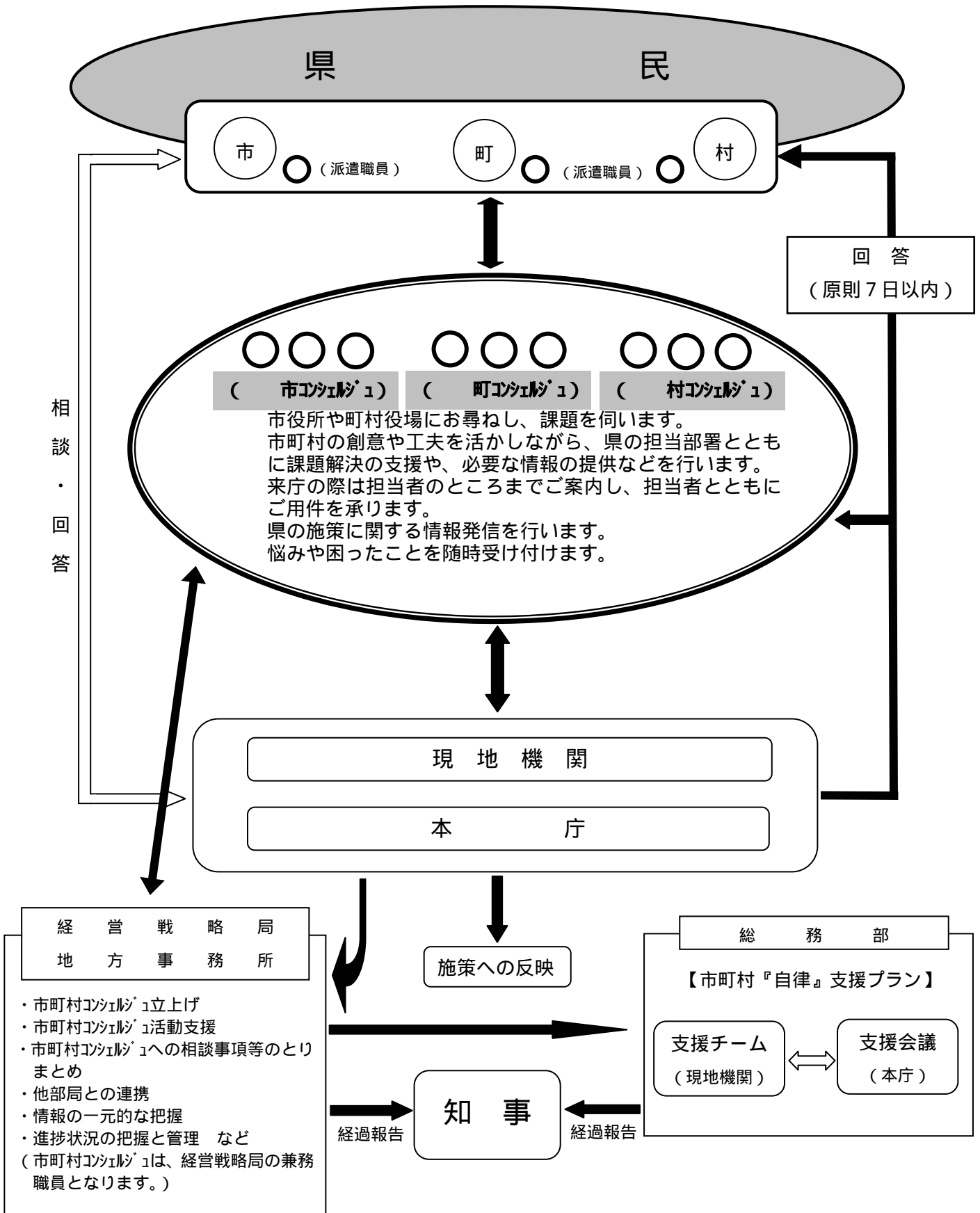
0円(ゼロ予算事業)

旅費等の諸経費はコンシェルジュの所属で支給します。

6 スケジュール



市町村コンシェルジュ事業（概要図）（案）



平成 16 年度 市町村コンシェルジュ事業実施要領（案）

～ 市町村の悩み解決サポート事業 ～

1 目 的

これまでの国が画一的に決めた制度や政策を全国に広めていく中央集権的な流れは、それぞれの地域の自然、文化、伝統的な叡智（えいち）や技術といった特有の価値をややもすれば軽んじ、損なってきました。

これを地域に軸足を置いた「コモンズ」を中心とした地域主権、地域からの政策の流れに変えることによって初めて、自律的な住民が意欲を持って行動し、地域が再生し、二十一世紀型の真に豊かな社会を創造することができるのです。

こうした視点に立ち、県民とのコミュニケーションを改革する一環として、市町村コンシェルジュ事業をスタートします。

従来からの県の部局や現地機関に加えて、住民に身近に接している市町村の職員が仕事に関し気軽によろず相談できる窓口として、その市町村に思い入れのある県職員を“市町村コンシェルジュ”に任命します。

市町村コンシェルジュは、小さくても自律を目指す町村をはじめ、地域の様々な課題を抱える市町村の現場にお伺いし、その市町村の創意と工夫をいかしながら、課題を解決するための適切な情報やノウハウを提供するとともに、県の施策に関する情報を発信し、市町村の自治、自律の一助としていただきます。

また、この事業は、県職員が現場感覚を養い、その経験を今後の政策立案等に反映していくことを併せてねらいとしています。

2 対 象

この事業を希望する市町村

3 市町村コンシェルジュの構成等

(1) 構成

1 市町村につき 3 名程度のチーム編成としますが、応募状況により柔軟に対応します。

(編成例)

所 属 等	人 数	備 考
部課長クラス	各 1 名程度	現地機関にあつては課長等の職にある職員を含む
現地機関		
本 庁		

(2) 任用等

概ね 1 年間の兼務職員（経営戦略局信州コールセンターチームに兼務）とし、再任も可とします。

(3) 選考等

市町村コンシェルジュは、県職員の中から公募します。選考に際しては、当該市町村への思い入れ等を重視しますが、多様な職種のチーム編成となるよう考慮します。応募がない場合には、本庁及び現地機関から適宜推薦を受けます。

(4) 事業実施スケジュール

時 期	事 業 内 容
5月～6月	市町村への希望調査
6月	コンシェルジュの公募
7月	事業開始

市町村への希望調査とコンシェルジュの公募については、経営戦略局行政システム改革チームが職員によるプロジェクトチームである「県民とのコミュニケーション改革チーム」と共に行います。

事業開始以降は、信州コールセンターチームが対応します。

4 事業内容等

(1) 市町村コンシェルジュの任務

市町村コンシェルジュは、担当市町村を訪問して、市町村職員と意見交換を行い、抱えている悩みや課題、それらを解決するために求めている情報やノウハウなどのご用件を承ります。

課題によっては、市町村の職員とともに地域住民の方々からも直接お話をうかがいます。

対象となる悩みや課題の例を以下に挙げますが、これらに限定するというものではありません。どんなことでもご相談にのります。

〔対象となる悩みや課題の例〕

問題解決のために利用できる制度の有無を県に聞きたい場合

利用できる制度があることは知っているが、内容が複雑なため手が着かないでいる課題

国や県にはこれまで利用できるような制度や事業がなかった課題

これまでどこにも相談できずに抱えているような独自の課題

(2) 市町村への回答

市町村コンシェルジュは、市町村からのご相談等について、県関係部局・現地機関と連携し、原則として7日以内に当該市町村へ回答します。期限内に回答できない場合には、新たな回答期限を設定し、途中経過とともに報告します。

(3) 県機関の任務

県関係部局・現地機関は、市町村コンシェルジュの協力依頼を受けた際には、市町村コンシェルジュ及び市町村に対して、適切な情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて事業の創設や既存の事業の充実を図るなど県の施策に反映させていきます。

(4) 情報の共有化

受け付けた課題等の内容と回答については、当該市町村のご了解を得たうえで、定期的に県のホームページなどに掲載し、市町村職員や県職員の情報の共有化を図るとともに、その活動を県民にお知らせします。

(5) 利用に当たって

市町村コンシェルジュ事業は、市町村の自治、自律を支援するものであり、市町村に代わって県が市町村の課題を解決するものではありません。すなわち、市町村の最大限の自助努力が前提となるとともに、解決策などの最終的な意思決定とその責任は市町村自らに負っていただくこととなります。

5 事業費 0円(ゼロ予算事業)

旅費等の諸経費はコンシェルジュの所属で支給します。

6 市町村派遣研修事業との関係

市町村は、市町村派遣研修事業の実施の有無にかかわらず、市町村コンシェルジュ事業を希望することができます。

事業を実施することとなった市町村に派遣されている県職員は、配属場所や相談内容にかかわらず可能な範囲でこの事業に協力し、主として市町村内の連絡調整を担います。

7 事業の管理運営

この事業の市町村への利用呼びかけや市町村コンシェルジュの人選をはじめ、市町村コンシェルジュ間の調整や部局横断的なプロジェクトが必要な場合の措置については、経営戦略局及び地方事務所が行います。

市町村コンシェルジュ事業について よくあるお尋ね

《掲載する質問事項》

- Q 1 市町村コンシェルジュ事業とは、どういう事業ですか？
- Q 2 市町村にはどの程度来ていただけるのですか？
- Q 3 相談にのっていただける悩みや困りごと、課題としては、どんなものが対象となるのですか？
- Q 4 市町村コンシェルジュの来訪にあわせて用意するものはありますか？
- Q 5 市町村コンシェルジュに来ていただくときには、市町村側の窓口課(企画担当課等)で市役所や役場内の悩み事や課題などをとりまとめておく必要がありますか？
- Q 6 市町村コンシェルジュが来訪されるときには、市町村側は誰が対応すればいいですか？
- Q 7 これまでは悩み事があると、県の現地機関や県庁舎各部局に直接相談していたのですが、これからは市町村コンシェルジュを通さないと相談できませんか？
- Q 8 県に相談したいことができたときは、県の現地機関や県庁舎各部局に直接相談しても、市町村コンシェルジュに相談しても、どちらでもいいということですが、そうになると市町村コンシェルジュ事業を始める意義はどこにあるのですか？
- Q 9 この事業は必ず受け入れなければいけませんか？
- Q 10 市町村に来るだけでなく、市町村職員が県庁や現地機関に出かけて行って相談するときにも、同行してほしいのですが。
- Q 11 市町村コンシェルジュは、県職員の中から公募するとのことですが、市町村が抱えている課題への専門性は確保されますか？
- Q 12 市町村に派遣されている県職員はこの事業に協力しなければなりませんか？
- Q 13 相談した内容は、どのように扱われるのでしょうか？



Q 1 市町村コンシェルジュ事業とは、どういう事業ですか？

A 1 市町村の皆様の元へ県職員がお伺いし、市町村が抱える様々な悩みや課題のご相談を承り、その市町村の創意と工夫をいかながら、課題を解決するお手伝いをさせていただきますという事業です。

説明用のチラシや実施要領を作成しましたので、詳しくは、そちらをご覧ください。

Q 2 市町村にはどの程度来ていただけるのですか？

A 2 課題に十分対応できるよう、担当のコンシェルジュが訪問する時期や回数をご相談してまいります。

Q 3 相談にのっていただける悩みや困りごと、課題としては、どんなものが対象となるのですか？

A 3 対象となる悩みや課題の例を以下に挙げますが、これらに限定するというものではありません。どんなことでもご相談に預かります。

まち・むらづくりに関して市町村職員と県職員とが意見交換を行う機会としても活用していただきたいと考えています。

〔対象となる悩みや課題の例〕

問題解決のために利用できる制度の有無を県に聞きたい課題

利用できる制度があることは知っているが、内容が複雑なため手が着かないでいる課題

国や県にはこれまで利用できるような制度や事業がなかった課題

これまでどこにも相談できずに抱えているような独自の課題

Q 4 市町村コンシェルジュの来訪にあわせて用意するものはありますか？

A 4 特に事前にご用意いただくものではありません。

Q 5 市町村コンシェルジュに来ていただくときには、市町村側の窓口課（企画担当課等）で市役所や役場内の悩み事や課題などをとりまとめておく必要がありますか？

A 5 県としては、取りまとめていただいても、いただかなくてもどちらでも構いませるので、それぞれの市町村のご判断にお任せします。

取りまとめていただける場合には、窓口課及び担当課の職員の皆様からお話を伺い、とりまとめをされない場合には、担当課の職員の皆様から個別にお話を伺いたいと考えています。

なお、改めて申し上げるまでもありませんが、補助事業のヒアリングなどとは違いますので、日頃疑問に感じていることや、まち・むらづくりをする上での悩み事などについて、ざっくばらんに意見交換させていただきたいと考えています。

Q 6 市町村コンシェルジュが来訪されるときには、市町村側は誰が対応すればいいですか？

A 6 お会いしたい方を長野県から指定することは基本的にはありませんが、お預かりする相談事については、内容を承知されている方からお話を伺いたと思います。

Q 7 これまでは悩み事があると、県の現地機関や県庁舎各部局に直接相談していたのですが、これからは市町村コンシェルジュを通さないと相談できませんか？

A 7 県側の相談窓口を市町村コンシェルジュに一元化しようとするものではありません。県の現地機関や県庁舎各部局に直接相談していただいて結構です。

Q 8 県に相談したいことができたときは、県の現地機関や県庁舎各部局に直接相談しても、市町村コンシェルジュに相談しても、どちらでもいいということですが、そうなると市町村コンシェルジュ事業を始める意義はどこにあるのですか？

A 8 これまでも市町村が課題を抱えたときには、県の現地機関や県庁舎各部局で相談にあずかってきました。

そうした対応に加えて新たにこの事業を始めるのは、県職員が市町村へ積極的に出かけて行くことによって、県にはざっくばらんには話しにくいとか、国や県の制度にのらない市町村独自の課題等は相談しにくいといった声にお応えして、これまでは相談したくても相談されなかった困りごとや悩み、課題も含めて市町村の皆様が相談しやすい環境づくりを行いたいと考えたためです。

市町村コンシェルジュとして担当させていただくのは、その市町村のために役立ちたいと願っている県職員ですので、どんなことでも結構ですから、お気軽にご相談ください。

Q 9 この事業は必ず受け入れなければいけませんか？

A 9 この事業は、希望される市町村だけを対象として行います。
また、事業開始後も、市町村からのご希望により、随時実施することが可能です。

Q 10 市町村に来るだけでなく、市町村職員が県庁や現地機関に出かけて行って相談するときにも、同行してほしいのですが。

A 10 ご要望のとおり対応させていただきます。

Q11 市町村コンシェルジュは、県職員の中から公募するとのことですが、市町村が抱えている課題への専門性は確保されますか？

A11 市町村コンシェルジュは、担当する市町村の総合相談窓口となります。
そこでお預かりした課題については、担当する現地機関・県庁舎各部局と連携して対応させていただきます。

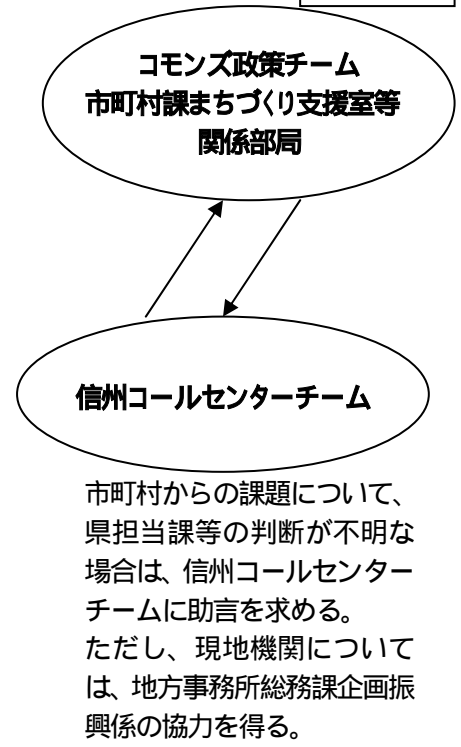
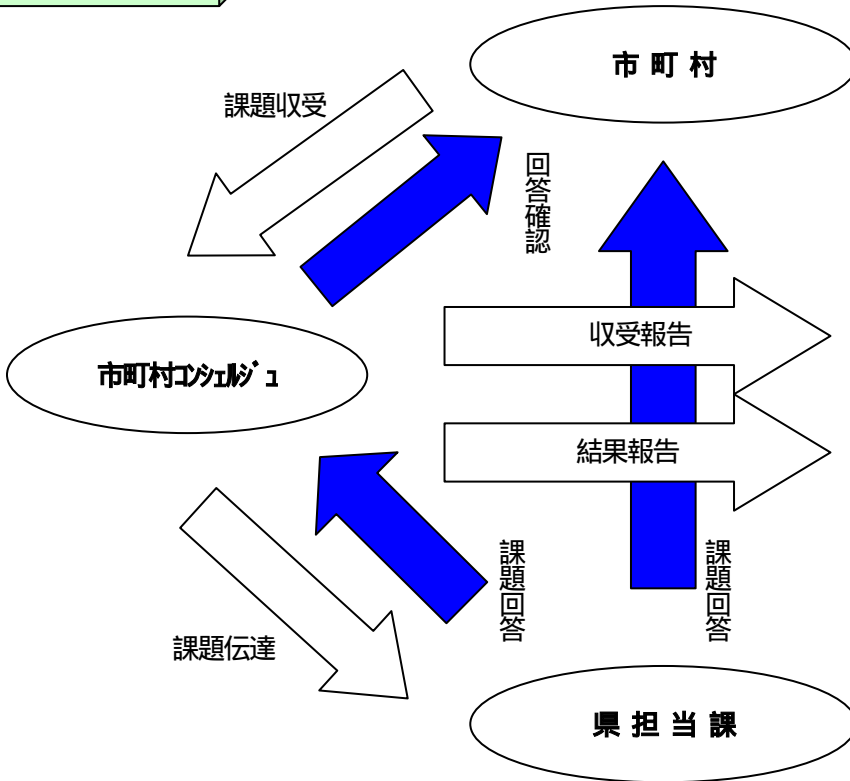
Q12 市町村に派遣されている県職員はこの事業に協力しなければなりませんか？

A12 県から市町村に派遣している研修派遣職員は、この事業に関わることで研修の成果がより一層あがるものと考えていますので、受け入れていただいている市町村のご理解が得られれば、可能な範囲で協力させていただきます。

Q13 相談した内容は、どのように扱われるのでしょうか？

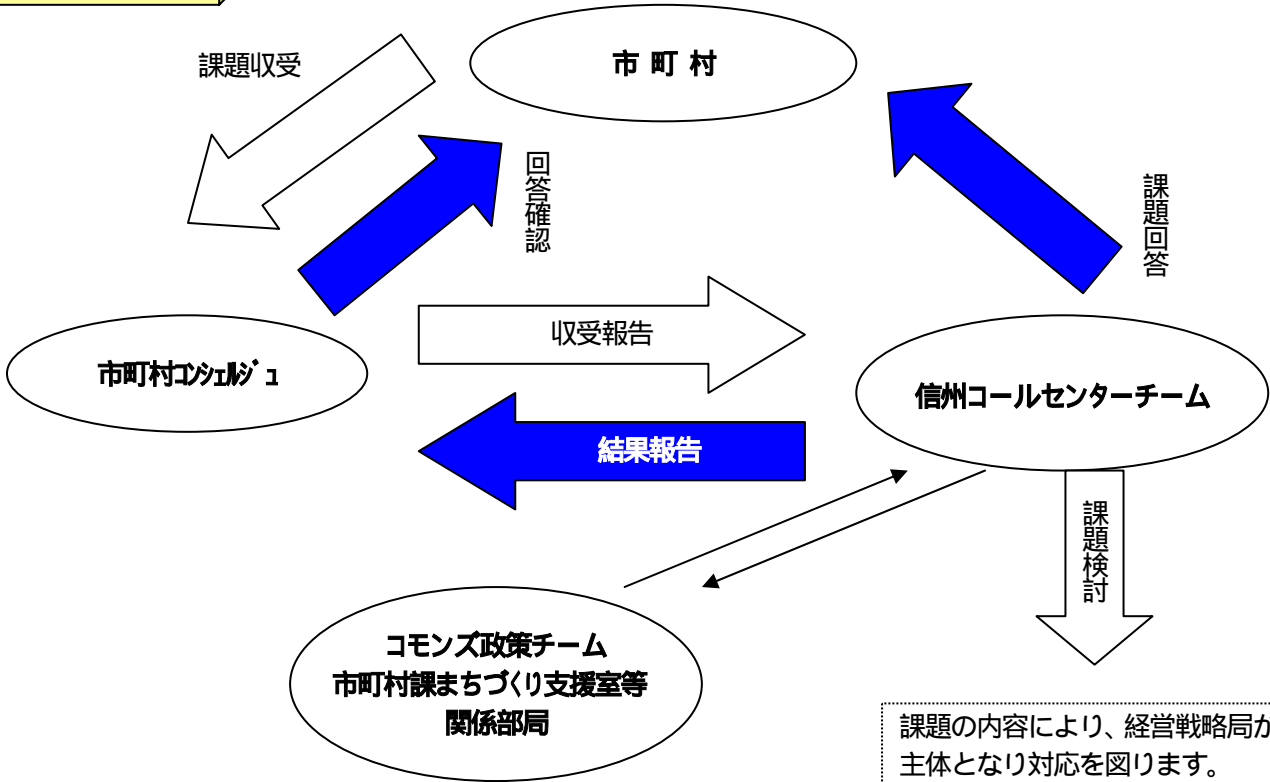
A13 市町村コンシェルジュは、市町村からのご相談等について、県関係部局・現地機関と連携し、原則として7日以内に当該市町村あてに回答します。期限内に回答できない場合には、新たな回答期限を設定し、途中経過とともに報告させていただきます。
詳しくは、実施要領と別紙の「相談の流れ」をご覧ください。

担当課がある場合



相談の流れ
 市町村コンシェルジュは、相談者に寄り添い、課題解決に至るまで対応することを基本姿勢とします。

担当課がない場合



課題の内容により、経営戦略局が主体となり対応を図ります。

平成16年(2004年)5月27日

危機管理室危機管理・消防防災課 長尾一郎 松本有司

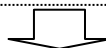
電話026 - 235 - 71848(直通) 内線5201

E-mail : bousai@pref.nagano.jp

当直体制について(案)

1 趣旨

[これまでの勤務時間外の危機管理対応] = 配備方式
非常事案の通報に基づき、あらかじめ指定された配備職員を自宅から危機管理・消防防災課へ招集し、災害対応業務を行う。



危機管理体制の充実

[移行案] = 当直方式
勤務時間外(夜間、休日)について、危機管理・消防防災課で当直を行い、365日、24時間、迅速な危機管理対応が行える体制をつくる。

(他県の状況)

26県で職員もしくは、専門嘱託員による当直体制がある。

2 当直勤務者 2名

危機管理・消防防災課職員 1名

+

他部局(知事部局、企業局、教育委員会、議会事務局)の職員 1名

3 当直者の主な業務

気象情報等の受理伝達 災害情報の受理、収集
被害状況等の取りまとめ、報告 各部局との連絡調整
市町村、消防本部等との連絡調整
(危機管理・消防防災課内に当直室設置予定)

4 実施時期

職員組合との協議を行い、できうるかぎり早期に実施する。

危機事象に係る情報伝達及び配備職員招集の流れ

災害等情報

情報覚知

知事

指報告
指示

危機管理室長

指揮・調整

危機管理室
危機管理体制

直ちに配備し 応急対策活動

連絡

東京事務所

報告

連絡

連絡

経営戦略局長
担当部局長

経営戦略局
必要により庁内放送

各部局第一連絡者

関係課

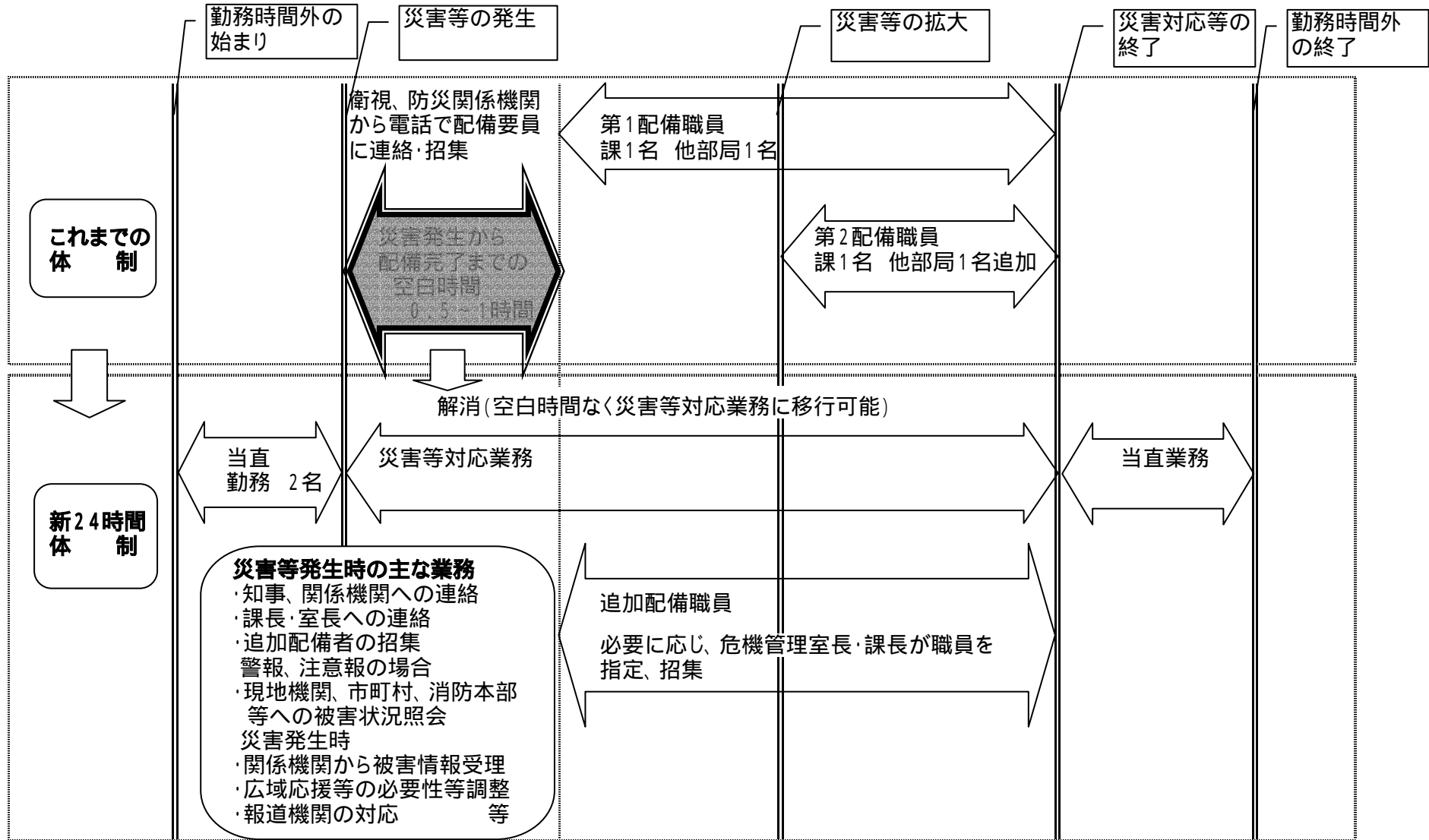
部長・課長
各担当

緊急時 一斉FAX

情報共有

各現地機関

24時間体制の内容とメリット



平成16年度 時間外勤務の縮減策について(案)

- 仕事の効率化と個人の自律的な時間管理の推進 -

平成15年度比10%の縮減を目標とする

財政改革推進プログラムでは、平成13年度実績比で平成17年度まで10%以上、平成18年度以降は30%以上削減することとしている。

・平成14年度実績	→	平成13年度実績比	10.5%
・平成15年度実績	→	"	5.2%
・平成16年度目標	→	"	14.7%

(平成15年度実績比 10%)

各所属で縮減に向けた具体的な取組

所属長は、仕事の効率化に工夫を凝らすとともに、常に職員の時間外勤務の実態を把握し、昨年度の実績との比較をしながら縮減に取り組む。

取組策

時間管理表の活用による意識改革(個人の自律的な時間管理)
部局・所属ごとに行う事務分担の見直しと柔軟な人員配置
JSN掲示板を利用した事例紹介・アイデア募集・超勤実績の発表等



人事活性化チームの対応

年度途中で昨年度の実績を著しく上回っている場合
新規行政需要や災害対応などでやむを得ず大幅な増加が見込まれる場合



人事活性化チームリーダーが部局・所からヒアリングを実施
(縮減に向けた取組状況や増加要因を聴取 → 一緒に縮減策を検討)

縮減目標を達成するための取組策

1 時間管理表の活用による意識改革

職員は自らの業務を棚卸して作成した時間管理表を活用し、個々人が時間管理を行うことによって、自律的に勤務時間を管理する発想に意識を改革する。

また、管理監督者は、職員の勤務実態を把握することによって、より計画的・効率的な業務執行に向けアドバイスを行う。

STEP 1

時間管理表（別紙）の作成

管理職を含む職員個々人が自らの担当する業務（プロジェクト）を棚卸して、時間管理表を作成する。

この時間管理表の業務（プロジェクト）名は、経営戦略局政策促進チームが8月から本格的な導入を予定しているプロジェクト（PJ）シートのベースになるものです。



STEP 2【6月中の任意の2週間（所属ごとに設定）】

勤務時間の管理

STEP 1で作成した時間管理表に毎日の勤務実績を記録する。



STEP 3

STEP 2に対する反省とSTEP 4に向けた計画づくり

自らの時間管理を見直し、反省点・改善点を整理する。

STEP 2の実績を踏まえた上で、STEP 4の2週間分の計画を時間管理表に記入する。



STEP 4【7月中の任意の2週間（所属ごとに設定）】

実態把握と具体的な指示

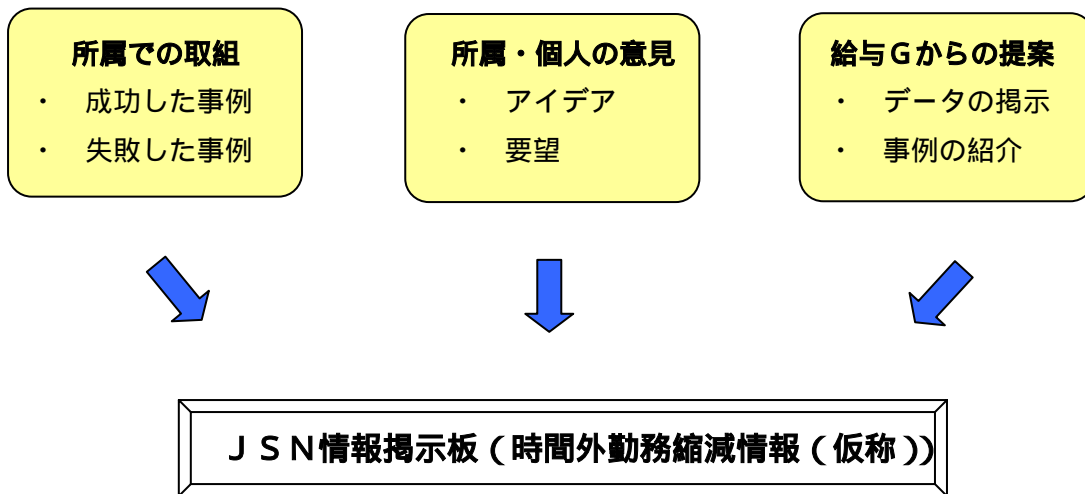
職員：時間管理表に実績を記録し、当初の計画と実際の勤務時間を比較し、計画的・効率的な業務執行のための意識改革を行う。

上司：職員の勤務実態を把握し、分析・検討を行った上で、超勤縮減のためのアドバイスを行う。必要があれば、業務の割振りや人員の割振りを行う。

2 J S N 掲示板を利用した事例紹介等

J S N 掲示板（フレッシュ提案・職場改善事例紹介コーナー）を活用し、マンネリになりがちな超過勤務縮減対策を解消するための事例紹介や、アイデアを募集して所属へ還元する。

部局ごとの毎月の超勤実績を掲示するとともに、超勤時間が大幅に増加した所属名を発表することにより、縮減に対する取組を促進する。



時間管理表

(STEP2の例)

社会部 課

職員番号		2004・6月																														月合計	累積
職名	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
業務 プロジェクト名	社会福祉施設「私がコンシェルジュ」事業																			8											8	8	
	地域福祉支援計画の策定									4							8	5	5													22	22
	民間社会施設「地域貢献活動」事業									1	3	2																				6	6
	ホームレス支援							6			4																					10	10
	宅幼老所の整備								8																							8	8
	高齢者・障害者の住宅改良							2		3																						5	5
	コミュニティホームの整備										1	3				4	2	2	2													14	14
	福祉移送サービス											3				4	1	1	1													10	10
	合計								8	8	8	8	8			8	11	8	8	8												83	83

経営戦略局政策促進チームが8月から本格的な導入を予定しているプロジェクト(PJ)シートの「PJ番号欄」のため、記入不要

(STEP4の例)

地方事務所 農政課

職員番号		2004・7月																														月合計	累積								
職名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										
氏名		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水										
業務 (プロジェクト)名	果樹振興対策														5	6	6															11	42	11	42						
	きのこ振興対策																6	6																12	12	12	12				
	特用作物振興対策															3	2	2	2	0	2														7	8	7	8			
	園芸振興協議会																							6	4	6	5	6								17	46	17	46		
	畜産振興総合対策事業																	2	4								3	2								9	6	9	6		
	畜産流通対策																		4	2			3	2	2	2	2									13	40	13	40		
	草地飼料対策																			2			3	4	4												9	40	9	40	
	家畜改良対策																							2	2	0	2											4	6	4	6
	合計															8	8	8	8	10	8			8	8	8	8	8									82	80	82	80	

経営戦略局政策促進チームが8月から本格的な導入を予定しているプロジェクト(PJ)シートの「PJ番号欄」のため、記入不要

平成16年(2004年)5月27日
豊科建設事務所 森田剛弘、塩入邦寿、竹内浩平
電話 0263-72-8880
FAX 0263-72-8882
Email toyoken-kanrikei@pref.nagano.jp

万水川堤防への「せせらぎの小路づくり」を 職員と地域の皆様が力を出し合っています

あづみ野に暮らす人々の心の拠り所であり、日本の原風景と呼ばれる豊かな田園景観を形造っている、大切な万水川。

この堤防を遊歩道にして、既にある「あづみのやまびこ自転車道」と一体の周遊道路にすることで、徒歩でも自転車でも楽しめる散策コースを作ろうと計画してきました。

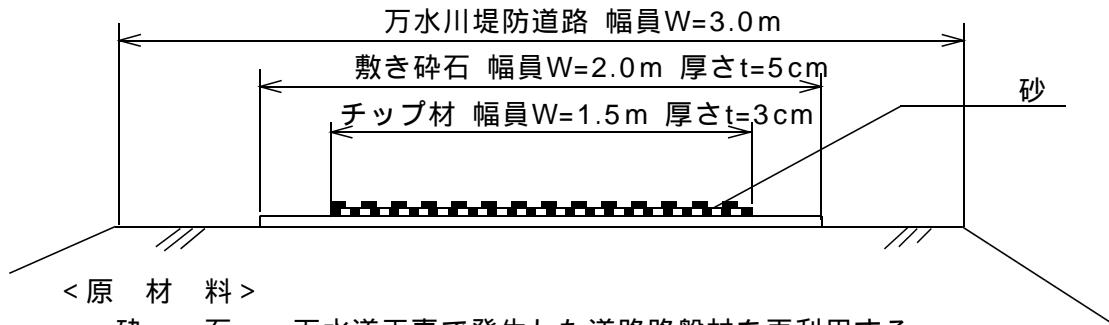
材料は県営烏川緑地の間伐材と管内の河川に溜まった砂。労力は職員と地域の皆様。費用をかけずに、知恵と力を出し合って、手づくりの土木工事でスタートします。

どなたでも、奮ってご参加いただきますよう、よろしくお願い致します。

日 時	平成16年 5月30日(日) 10時30分より (雨天決行)
場 所	穂高町 等々力橋～白金橋(万水川右岸堤防)
参加予定者 (約100名)	知 事 田 中 康 夫 (関係町村) 豊科町・穂高町・堀金村 (地域の皆さん) 豊科町重柳区、穂高町白金区・等々力区 黒沢川流域協議会、万水川愛護会、河川モニターの皆様 その他関係団体、参加を希望される方はどなたでも！ (県 関 係) 松本地方事務所・豊科建設事務所 ほか
作業の内容	間伐材のチップづくり チップ材で小路づくり 道しるべの設置
時 程	作業 10:30～12:00 昼食 12:00～13:00(現地にて：各自おにぎり持参！) 知事を囲んで「あづみ野座談会」
備 考	当日、作業を希望される方は、豊科建設事務所までご連絡ください。 当日の駐車場は、現地にて係員の指示に従ってください。 作業に必要な持ち物などは、各自ご用意願います。 ・おにぎり ・作業のできる服装 ・作業道具(じょれん、スコップ、バケツ など) ・カップ(小雨時) 雨天により作業が行えない場合は、県南安曇庁舎にて座談会を行います。

間伐材チップによる路面の整備

烏川溪谷緑地等の間伐材の枝等を原材料としたチップ材を幅約1.5m、厚さ3cm程度敷き詰めて散策などをしやすくする。



<原 材 料>

- ・ 砕 石 下水道工事で発生した道路路盤材を再利用する。
現在200m³(2000m分)のストック有り。
- ・ チップ材 烏川溪谷緑地の間伐材、河川内で伐採した支障木、街路樹の剪定枝をチップに加工したものを利用する。
- ・ 砂 チップ材を安定させるための敷き砂は、富士尾沢川に堆積した「有明砂」を利用する。(チップ材と混合すると良く締まる。)

<作 業 方 法>

道路・河川の工事で発生した残土を利用し、堤防上の凸凹をならす。
砕石材を厚さ5cm程度均一に敷きならし、振動ローラーで締め固める。
チップ材を3cm程度敷きならし、その上に砂をまいて、十分混合した後、
振動ローラーで締め固める。

残土ならし

砕石締め固め

チップ材敷きならし

砂の混合

チップ材締め固め

完 成



【職員による試験施工の様子】

間伐材を利用した道しるべ

「万水川」を取り囲む、アルプスの雄大な景色、あづみ野の原風景、周辺に数多く有る美術館や道祖神などの優れた観光スポットの魅力を最大限活用できるよう、要所要所に間伐材を利用した道しるべを設置する。



下木作り



防腐処理



表示板設置



設置



完成

【職員による中房線での施工の様子】

平成 16 年(2004 年) 5 月 27 日
企画局ユマニテ・人間尊重課
担 当：伊藤袈裟秋・小田切 昇
代表電話：026-232-0111(内線 3783)
直通電話：026-235-7106
F A X：026-235-7389
E-mail：yumanite@pref.nagano.jp

ハンセン病に関する調査・検証庁内連絡会議について

これまでのハンセン病に関する検証作業等についての検討を一層深めるため、ユマニテ・人間尊重課が事務局となり、関係部局による「ハンセン病に関する調査・検証庁内連絡会議」を設置しました。

5 月 25 日(火)に第 1 回庁内連絡会議を開催し、今後、下記の基本的な考え方にに基づき検証作業を進めていくことといたしました。

記

1 検証作業の目的

過去にハンセン病を患った方々に対し、長野県及び国家、国民が強いた事実・実態を、関係者の皆さんの「歴史の証言」とも呼ぶべき体験談等を通じて明らかにし、再び同じ過ちを繰り返さぬよう、後世に向けて記録するとともに、今後、類似事態が発生した場合に新たな悲劇を生まぬよう、教訓とする。併せて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見の解消を図る。

2 検証作業の進め方について

検証作業は、過去にハンセン病を患った方々への深い謝罪と敬意の念を持って、療養所の入所者等の関係者と十分ご相談しながら進めてまいります。

特に次の点について留意して行います。

- (1) 療養所の入所者等の関係者に検証作業の目的を十分ご理解いただくとともに、入所者等の思いや立場について最大限配慮して進める。
- (2) 検証作業のメンバーは、作業の客観性を保つため、行政関係者ではない適任者に依頼し、県は事務局として検証作業を進める。
また、入所者への聞き取り調査にあたっては、入所者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築いた上で行うことが大切であり、調査にあたる者の人選もこの点に十分考慮して行う。
- (3) 当時の行政関係者や療養所に関する調査も可能な範囲で行う。
- (4) 検証作業は年度内に一定のとりまとめを行う。

【参考資料】

- 1 ハンセン病に関する調査・検証庁内連絡会議設置要綱
- 2 ハンセン病に関する長野県の主な取り組み

ハンセン病に関する調査・検証庁内連絡会議設置要綱

(目的)

- 第1 これまでのハンセン病に関する国及び県の関わりや療養所入所者が置かれていた状況等の検証作業等について検討を行うため、ハンセン病に関する調査・検証庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第2 庁内連絡会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。
- (1) 療養所入所者等に対する実態調査について
 - (2) 療養所入所者等に対する各種施策について
 - (3) 県の関わりについての検証作業について
 - (4) 検証内容の公表、啓発方法等について
 - (5) その他、上記1の目的を達するために必要な事項

(組織)

- 第3 庁内連絡会議は、会長及び委員若干名をもって構成する。
- 2 会長は企画局長の職にある者をもって充て、委員は別表に掲げる職にある者及び会長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

- 第5 庁内連絡会の事務局は、企画局ユマニテ・人間尊重課内に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、ユマニテ・人間尊重課長をもって充てる。

(補則)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

【別表】

企画局長
衛生部長
教育次長
政策促進チーム政策推進幹
ユマニテ・人間尊重課長
保健予防課長
教学指導課長
文化財・生涯学習課長

ハンセン病に関する長野県の主な取組み

1 従来からの施策

(1) ハンセン病療養所入所者の社会交流（里帰り）事業

○ 対象療養所：栗生楽泉園（群馬県草津町）、多磨全生園（東京都東村山市）

【最近の実施状況】

年度	実施日	訪 問 先	参加人員
13	9/13～14	みはらしファーム、駒ヶ岳高原美術館	16
14	9/10～11	木曾馬の里、寝覚めの床、山村代官屋敷	17
15	8/7～8	戸倉温泉花火大会、田中本家、野尻湖	16

(2) 療養所慰問

平成14年度までは県議会社会衛生委員会とともに実施。平成15年度からは衛生部単独で実施。

○ 対象療養所：栗生楽泉園及び多磨全生園

【最近の実施状況】

年度	実施日	慰 問 先	訪 問 者
13	8/29	栗生楽泉園 多磨全生園	県議会社会衛生委員 他
14	8/23 8/26	多磨全生園 栗生楽泉園	県議会社会衛生委員 他
15	10/28 11/6	栗生楽泉園 多磨全生園	衛生部長 他

(3) 慰問金の募集

「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬）にあわせ、慰問金を募集。

集まった慰問金は、各療養所の県出身者へ贈呈するとともに、りんご・地元の新聞の送付などに使用。

(4) 人権教育のための国連10年長野県行動計画（平成11年3月策定）

計画の中に記載された人権問題の1つとして明記。

2 ハンセン病国家賠償訴訟判決後の施策

(1) 国への要望

○ 平成13年5月24日 「ハンセン病対策の充実を求める意見書」

- ・ 提出先：内閣総理大臣、官房長官、厚生労働大臣
- ・ 提出者：知事

- 平成 13 年 7 月 16 日 「ハンセン病患者・元患者に対する恒久的救済措置の実現について」
 - ・提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣
 - ・提出者：知事
- (平成 13 年 7 月 18 日、全国知事会において、知事より同趣旨の内容を要望。)

(2) 知事の療養所訪問

- 平成 14 年 1 月 21 日：多磨全生園
- 平成 14 年 5 月 15 日：栗生楽泉園

(3) ハンセン病療養所入所者の意向調査

平成 13 年 8 月～10 月、長野県出身者のいる療養所（5 施設）に衛生部職員が出向き、意向調査を実施。

3 普及啓発対策

- (1) ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、患者及び回復者の福祉の増進を図ることを目的に、6 月下旬の「ハンセン病を正しく理解する週間」においてパンフレット等による啓発を実施。

平成 16 年度の同週間（6 月 20 日～26 日）においては、県庁ロビー、各合同庁舎等でパネル展を開催し、入所者自身が作詞した曲等を紹介予定。

(2) 社会人権教育リーダー研修会

ハンセン病回復者の伊波敏男さんを講座の講師に招いて実施（平成 15 年 10 月 22 日）。平成 16 年においても、ハンセン病回復者等の講演を予定。

(3) 県庁職員人権問題研修会

ハンセン病回復者の伊波敏男さんを講師に招いて実施（平成 16 年 2 月 10 日）。

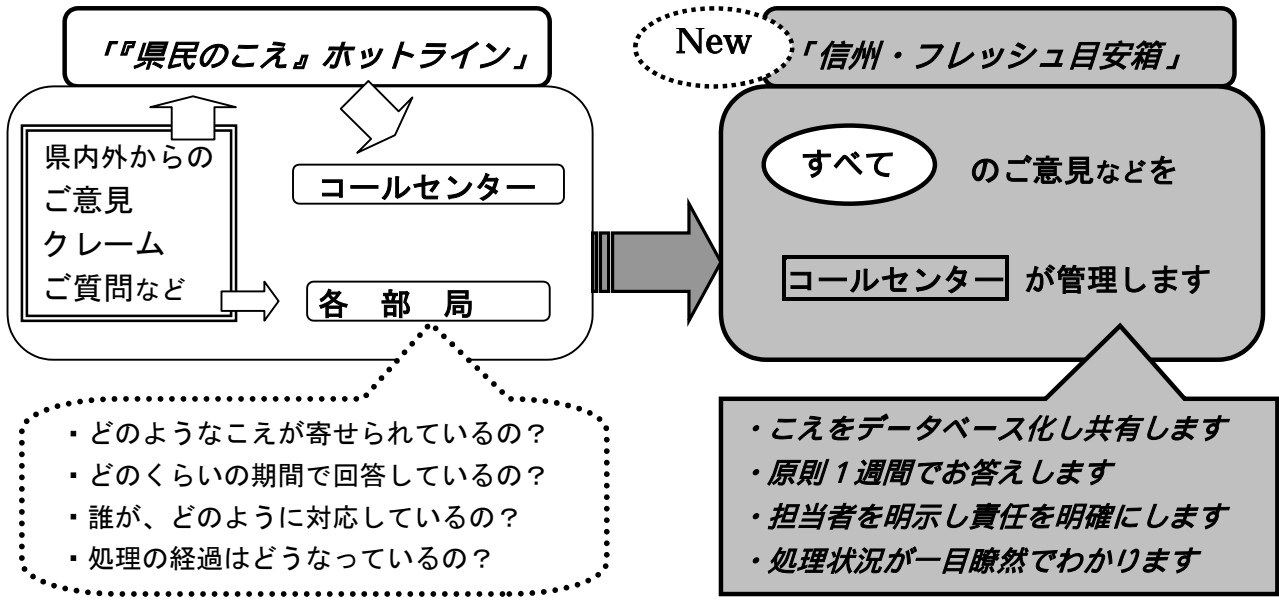
- (4) ハンセン病に関する正しい知識の普及のため、小学 5 年生及び一般県民を対象としたパンフレットを作成。（平成 15 年度）

『『県民のこえ』ホットライン』がバージョンアップ！
 『信州・フレッシュ目安箱』に生まれ変わります

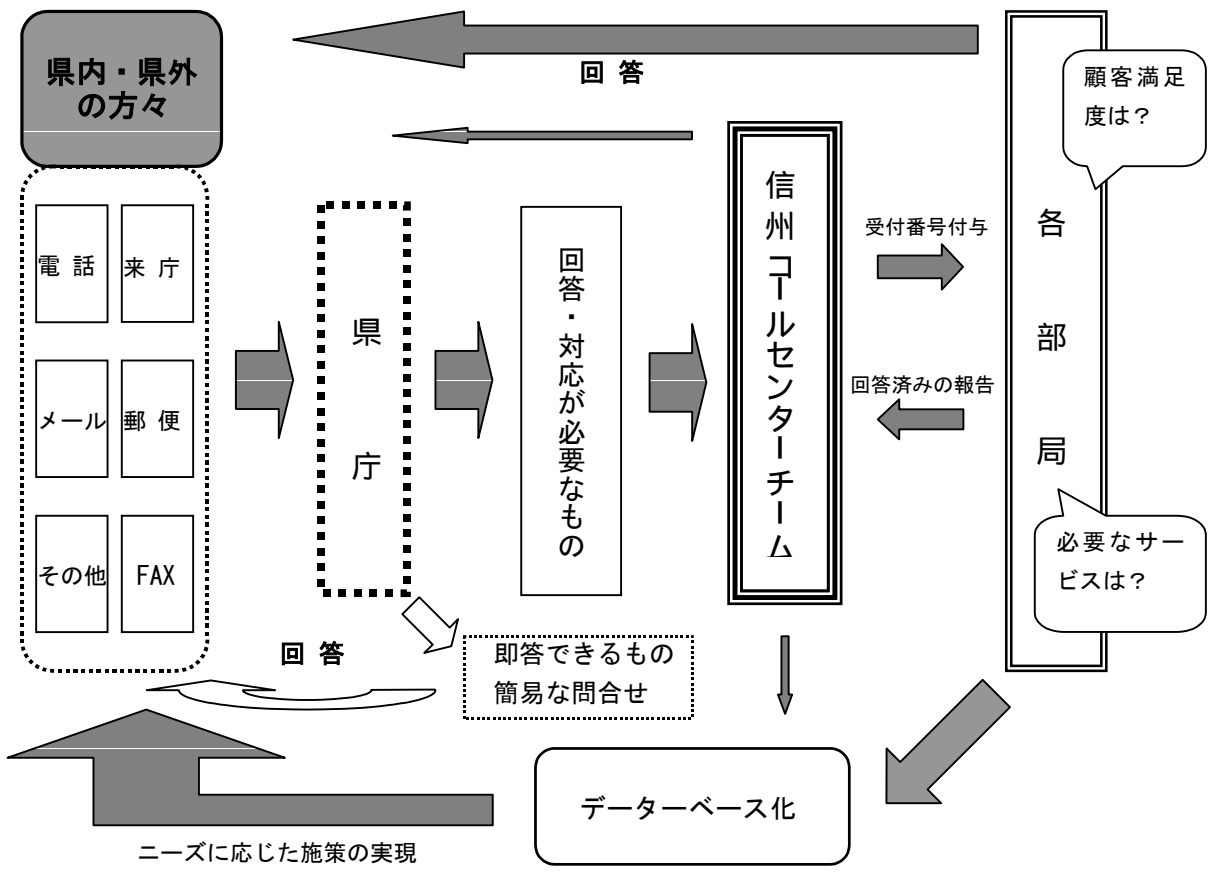
～県庁へ寄せられたすべてのご意見等を一括管理してお答えします～

➢受けます ➢答えます ➢最後まで責任をもちます

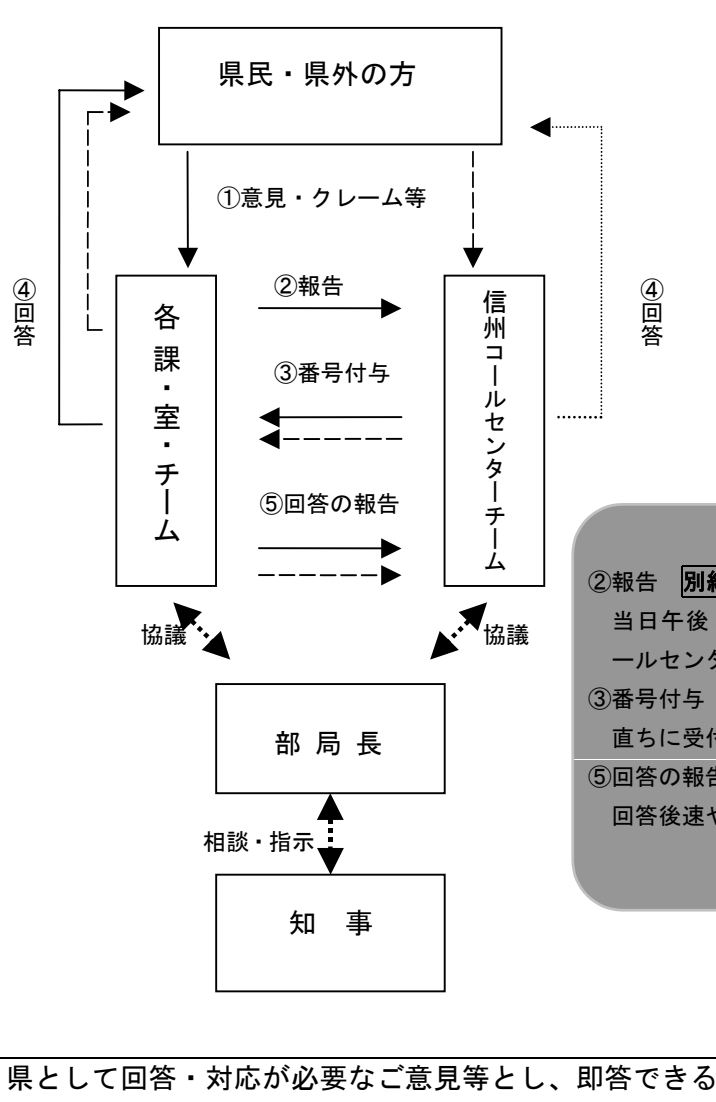
1 目的



2 システムの概要



3 システムの詳細

受付窓口	(1) 庁内各課・室・チーム (2) 信州コールセンターチーム
受付方法	来庁、電話、郵便、メール、FAX、その他
事務フロー	 <p>②報告 別紙1 当日午後5時までにコールセンターへ報告</p> <p>③番号付与 直ちに受付番号を付与</p> <p>⑤回答の報告 別紙1 回答後速やかに報告</p>
対象案件	(1) 県として回答・対応が必要なご意見等とし、即答できる内容、簡易な問合せ等は除きます。 (2) 専門の相談窓口に寄せられた相談等は、県として対応する必要があるものは対象とします。
処理期限	受付から1週間以内とします。 (但し、1週間以内に調査等を尽くすことが出来ない場合は、その時点で把握した内容を伝え、以後速やかに回答します。)

4 開始年月日

平成16年6月1日

(県庁内でこのシステムをスタートし、3ヶ月後を目途に現地機関での実施を目指します)

(別紙1) 受付票

番号		受付方法	来庁	電話	郵便	メール	FAX	その他		
受付日	月 日()		時	分	デッドライン	月 日()		延長	月 日()	
提案者	氏名		コールセンター対応者							
	住所 〒		清水仙一郎	小林 利弘	加藤 保次	田中賢太郎				
	連絡先	電話	西川 裕	瀧澤 貞雄	武田 篤典					
		FAX	政策促進チーム対応者							
		E-mail	遠山 明	宮城 清幸	百瀬 潔	野崎 真				
件名										
意見内容			対応窓口		対応内容				今後の対応・方針	
			部 課	担当者名						内線
										対応日

「信州・フレッシュ目安箱」実施要領

1 目 的

この要領は、県政に関する県内外の皆様からのご意見・要望・クレーム等（以下「ご意見等」という。）が寄せられた場合、職員ひとり一人が迅速かつ責任を持った丁寧な対応を心がけるとともに、県の施策へ積極的に反映させるため、現在実施中の「『県民のこえ』ホットライン」の機能を拡充し、県庁内に寄せられたご意見等を、経営戦略局信州コールセンターチーム（以下「コールセンター」という。）が一括管理する「信州・フレッシュ目安箱」として実施することについて必要な事項を定めます。

2 実施方針

（１）スピーディに対応します

原則１週間以内に回答します。

（２）責任を持ちます

案件毎に担当者を明確にし、最後まで責任を持って対応します。

（３）処理状況をはっきりさせます

コールセンターが一括管理し、進捗状況をチェックするとともに、処理状況を明らかにします。

（４）施策に反映します

県内外のこえを施策に反映し、行政サービスの向上に努めます。

3 対象案件

対象案件は、県庁内に寄せられた次のものとし、各課・室・チーム（以下「各課」という。）の長が必要と判断した案件とします。

（１）県として回答・対応が必要なご意見等で、即答できる内容、簡易な問合せ等は除きます。

（２）専門の相談窓口寄せられた相談等は、県として対応する必要があるものは対象とします。

4 受付方法

（１）来庁

（２）電話

（３）郵便

（４）メール

（５）ファクシミリ

（６）その他（持参など）

5 処 理

（１）各課において受け付けたご意見等は、その案件の担当者が「別紙１」により必要な事項を

記載し、当日の午後5時までにコールセンターへ報告します。

- (2) コールセンターは、各課から報告のあったもの及びコールセンターで受け付けたものについて、受付番号を付与し、各課へ対応を要請します。
- (3) コールセンターで受け付けたものについて複数の課に関係する場合は、コールセンターで回答をまとめる課を決定します。
- (4) 回答は、ご意見等の受付後1週間以内に行います。なお、1週間以内に調査等を尽くすことができない場合は、その時点で把握した内容を回答し、以後速やかに回答します。
- (5) 回答に当たり、各課長は部局長と十分協議するとともに、事前に知事の判断を必要とするものについては、その都度知事から指示を受けるものとします。
- (6) 発信者名は、原則として事務処理規則に基づく決裁権者とします。関係課が複数に及ぶ場合は連名とします。
- (7) 各課長は回答後速やかに回答書の写しと「別紙1」に必要な事項を記載し、コールセンターへ報告します。

6 活 用

- (1) 寄せられたご意見等の内容は、コールセンターにおいてデータベース化し、受付・処理状況等について定期的に県ホームページ等で公表します。
- (2) 各課は、寄せられたご意見等を施策に反映できるよう積極的に検討し、行政サービスの向上に役立てます。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行し、平成13年6月1日付け「『県民のこえ』ホットライン」実施要領については廃止します。

平成16年(2004年)5月27日
農政部園芸特産課
担当 横山好範(課長) 傳田郁夫、築坂正美
電話 026-235-7230(直通)
026-232-0111(代)内線3105
FAX 026-235-7483
電子メール entoku@pref.nagano.jp

安全・安心な信州佐久鯉ブランド確立に向けた取組みを推進します。

信州佐久地方の清らかな水で育った、生産履歴のしっかりした安全・安心なコイを、消費者の皆さんへ提供するために、信州佐久鯉の種苗から食用魚までの一貫生産に向けた取組みを推進してまいります。

1 佐久生まれ、佐久育ちのコイの生産体制の確立

他県に種苗を依存していた養殖体制から脱皮し、佐久生まれ、佐久育ちのコイ生産を復活することで、安全・安心な信州佐久鯉ブランドを確立し、消費者に提供する。

- ・ブランド化に向けて、佐久商工会議所等関係機関との連携を強化し、早期の実現を図る。
- ・県は、生産者が新たに採卵から稚魚種苗(3cm程度)の生産を開始するために必要な施設整備に対して支援事業を行う。
(平成16年度コイ種苗生産支援事業 予算額:120万円、補助率:1/3以内)

2 消費者に安心していただける生産履歴の管理

信州佐久鯉を消費者に安心して食べてもらうために、きちんと管理された生産履歴情報を提供する。

- ・県は、養殖生産者、流通業者、小売店や料理店等の販売業者を含めた関係者が、消費者の皆さんに情報を提供する仕組み作りを支援する。

3 期待される効果

信州佐久の清らかな水で育った安全・安心なコイを消費者の皆さんに提供できる。コイの食文化を伝承するとともに、観光、商業等地域全体の活性化に寄与できる。

なお、信州佐久鯉のほかに、地域の特性を生かした地元生まれ、地元育ちのコイ生産が行われれば、その特性を評価した上で地域ブランド確立に向けた生産の支援を実施していく。



平成 16 年（2004 年）5 月 27 日 衛生部保健予防課 担当：小松 仁 林 康子 026-235-7151（直） 026-232-0111（代）内線 2631 2633 026-235-7170（FAX） Email hokenyob@pref.nagano.jp	平成 16 年（2004 年）5 月 27 日 経営戦略局政策促進チーム 担当：宮津雅則 百瀬 潔 026-235-7250（直） 026-232-0111（代）内線 3531 3546 026-232-2637（FAX） Email seisaku@pref.nagano.jp
---	--

県職員の皆さん たばこは必ずやめられます！

県は、「たばこの害のない信州」を目指すため、受動喫煙防止策に取り組んでいます。

喫煙は、確実に健康に悪影響を及ぼします。また、喫煙は個人だけの問題ではありません。

県職員の皆さん、平成 16 年 5 月 31 日（世界禁煙デー）を契機に禁煙しましょう。たばこは必ずやめられます。

「たばこの害のない信州」を実現する第一歩として、県有施設における敷地内禁煙（完全禁煙）を実施するとともに、禁煙を決意する皆さんを積極的にサポートすることをお約束します。

1 たばこは必ずやめられます。禁煙に向けて一緒に取り組みましょう。

県職員の皆さんをサポートし、喫煙率を削減するため、次のようなことを考えています。

(1) 喫煙率削減計画を策定

各所属ごとに喫煙率削減計画を策定します。策定後は、2 ヶ月に 1 度、喫煙率調査を行い、特に取組みの成果が顕著な所属を表彰します。

(2) 禁煙サポートの実施

職員健康管理担当課が、職員の禁煙サポートに取り組みます。たばこは、ニコチンパッチの処方等により 3 ヶ月程度でやめることができます。（詳しくは添付資料をご覧ください。）

2 敷地内禁煙を実施します。

平成16年5月31日(世界禁煙デー)から次の取組みを実践し、建物内禁煙を実施している施設(平成15年9月9日実施済)について、平成16年12月1日から敷地内禁煙(完全禁煙)を実施します。この期間中に禁煙に取り組みましょう。

(1) 完全禁煙デーの実施

平成16年5月31日(世界禁煙デー) 例外施設を含むすべての県有施設において完全禁煙デーを実施します。この日から最初の一步を踏み出しましょう。

(2) 喫煙所の撤去及びたばこの販売禁止

敷地内禁煙を実施する県有施設においては、喫煙所を撤去するとともに、たばこの販売を禁止します。

(喫煙所の撤去は平成16年12月1日から)

(3) 禁煙パトロールの実施

敷地内禁煙を実施する県有施設においては、禁煙パトロールを実施します。

(4) その他

身体の不自由な方は、施設外に喫煙場所を求めることが困難なことから、例外施設に身体障害者リハビリテーションセンターを追加します。

また、例外施設についても、敷地内禁煙に向けて協議していくとともに、例外とされていない施設の喫煙については、早急な是正を求めます。

3 その他

県の取組みにより得られたノウハウを、「たばこの害のない信州」を作るために活かしていきます。

また、受動喫煙防止に係る条例の制定について、別途検討会議を立ち上げて検討します。

県の提供する禁煙プログラム

現状

平成13年度の県民栄養調査結果では、喫煙者の約6割の者が「たばこを止めたい」あるいは「本数を減らしたい」と喫煙習慣を改善したいと望んでいます。
そこで、禁煙を希望する者に、身近な場で適切な情報提供を行い、本人に合った禁煙の方法を紹介し、無理なく禁煙できる体制づくりを推進します。

禁煙プログラム（喫煙は3ヶ月でやめられます！）

職員サポート課・保健厚生課等	喫煙者を対象にたばこに関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者全員に「禁煙を成功させるために」パンフレット配布、同時に「個別禁煙サポート」の通知を送付（6月下旬） ・J S Nにたばこ及び禁煙に関する情報を随時掲載
	禁煙希望者に対する相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者を募集し、「個別禁煙サポート」を実施（ニコチン依存度及び喫煙習慣のチェック、禁煙方法の紹介、ストレス対処法、禁煙開始日からの継続フォロー、禁煙外来及び保健所における禁煙支援教室の紹介、巡回健康相談等）

○禁煙支援の流れ

```

    graph LR
      A[笑顔で禁煙] --> B[医師による診察  
検査結果説明  
ニコチンパッチ処方]
      B --> C[カウンセリング  
禁煙行動について]
      C --> A
      D[ニコチンパッチの使用説明  
副作用についての説明] --> E[フォロー・クリニック  
(2週間後)  
笑顔で禁煙学習会  
(集団学習会)]
      E --> A
      E --- F[翌日、翌週  
電話・メール  
で支援]
      A --- G[1カ月後、  
電話・メール  
で支援]
    
```

県警厚生課

- ・ 「禁煙サポート事業」を、平成13年から実施中。
- ・ 「禁煙宣言書」を提出した者に禁煙補助剤（ニコレット）、パンフレットを配布。
- ・ 電話、巡回健康相談で個別指導。

その他情報

- ・ 禁煙Webクリニック（阿部まゆみ先生） URL <http://www.venus.dti.ne.jp/~drmayumi/index.html>
- ・ 携帯電話による禁煙サポート
- ・ まゆみ先生の「99%禁煙できる本」（533円）出版社：三笠書房

たばこは止められます！
積極的にご相談を・・・ お待ちしています

禁煙サポートを受けたい人の所属	相談窓口	サポートの内容
知事部局	職員サポート課	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者に対する禁煙サポート及び喫煙者に対する健康相談・指導 ・巡回健康相談(広域単位で実施) ・定期健康診断等の事後指導 * 喫煙指数の高い喫煙者に対する健康相談・指導
教育委員会	保健厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・電話及び面接(対話室)により、禁煙方法の紹介やストレス対処法等の相談 相談専用電話直通 026-235-7454 面接相談(要予約) ・出張禁煙サポート(所属からの要請) ・情報提供(共済だよりやJSNに禁煙サポートコーナーを掲載) ・所属における禁煙サポート相談に活用するために、呼気中一酸化炭素濃度測定器、ビデオの貸出しを実施
警察職員	厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙サポートについて職員に通知をだして募集し、禁煙希望者を募る。 ・全職員に「たばこについてよく知ろう」のパンフ配布 ・喫煙評価質問票、ニコチン依存度チェック、禁煙宣言書の記入者に対してサポートを実施(3000円程度のニコレット(ガム)支給) ・3～4ヵ月後フォロー(H15年は140人希望のうち半数弱禁煙)
現地機関 (知事部局、教育委員会)	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所において禁煙支援教室の開催 ・依存度のチェック、呼気一酸化炭素濃度測定、禁煙の害 ・禁煙の理由・禁煙したい気持ちの確認、禁煙開始日の設定(それまでの準備の方法)、ニコチン代替療法の紹介、次回の連絡先、連絡日の確認(その後メールによるフォロー3回実施)

県有施設のたばこ対策について

長野県では「たばこによる害のない社会」を目指しています。
 そこで、まずは県有施設において、県民及び職員の健康への影響に配慮した取組みを行いたいと考えています。

1 たばこをとりまく情勢

・健康への影響

がん・心臓病・脳血管疾患等の罹患率の上昇
 糖尿病合併症の増悪
 低出生体重児の出産の発生率の上昇
 子供・青少年の健康や発育状態への障害

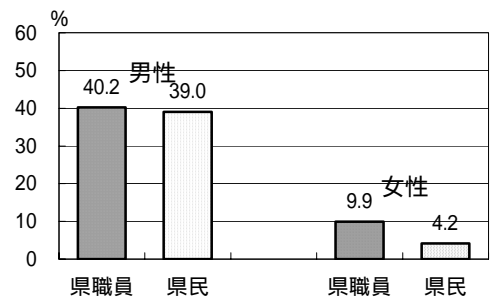
・医療費の増加

・世界の情勢 (WHO たばこ規制枠組み条約)
 たばこの消費削減・たばこ煙への曝露低減

・健康増進法 第25条受動喫煙の防止

多くの者が利用する施設を管理する者は受動喫煙防止のための措置をとるよう努めなければならない。

喫煙率



県職員：平成13年度職員健康調査
 県民：平成13年度県民健康・栄養調査

2 県有施設の状況

- ・平成13年12月部長会議において、庁舎内の完全分煙化の推進を申し合わせ。
- ・平成15年7月現在、知事部局における県有施設では、約5割弱が禁煙である。
- ・県管理施設の禁煙・完全分煙実施状況 (知事部局) - 平成15年7月保健予防課調

	禁煙	完全分煙	その他	合計
施設数	50	32	28	110
%	45.5	29.1	25.4	100

3 今後の取り組み

建物内全面禁煙

(議会等の他の機関の施設管理者にも要請する)

○9月9日(火)部長会議で決定し即日実施

○全面禁煙の例外施設(別添)

- ・宿泊を伴う施設で特に理由のある施設・住居に供する施設 (駐在所(居宅部分)・議員公舎(個室部分)・警察学校宿寮(個室部分)・キャンプ場キャビン・職員センター(個室部分)・婦人相談所(保護施設の居住部分))
- ・その他例外施設(病院精神科病棟・介護老人保健施設・盲学校の寄宿舎・警察署留置施設及び取調室)

喫煙可能場所

- ・屋上など財産管理者が指定した場所
- ・喫煙時間は、休憩時間に限る

禁煙希望者への禁煙サポートの実施 - 相談(職員課・保健所)

- ・一酸化炭素濃度測定
- ・喫煙習慣のチェック
- ・禁煙方法の紹介(禁煙補助剤等)
- ・ストレス対処法

平成16年(2004年)5月27日
長野県生活環境部廃棄物対策課資源化推進係
担当 山川 勉・岡沢 勝海・寺戸久美子
電話 026-235-7181(直通)
026-232-0111(内線2831)
FAX 026-235-7259
E-mail haikibut@pref.nagano.jp

長野県循環型社会形成推進協議会講演会開催のお知らせ

長野県循環型社会形成推進協議会では、ごみの減量化、リサイクルの推進等に積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を目指しております。

つきましては、下記のとおり講演会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

- 1 日時 平成16年6月4日(金)午後2時~3時30分
- 2 場所 犀北館ホテル THE GRAND BALLROOM(2F)
長野市県町528-1
TEL 026-235-3333
- 3 内容 「2020・ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)宣言の町 - 上勝町の挑戦 - 」
講師 徳島県勝浦郡上勝町長 笠松 和氏
- 4 参集者 長野県循環型社会形成推進協議会会員(県内176団体)
及び県民の皆様
- 5 その他
会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。
- 6 お問い合わせ先
長野県生活環境部廃棄物対策課資源化推進係
TEL 026-235-7181(直通)



講師紹介



徳島県勝浦郡上勝町長
笠松和市(かさまつかずいち)氏

昭和 21 年生まれ。
徳島農業高校勝浦分校卒。
昭和 39 年 4 月に町職員となり、企画室長、総務課長、開発課長、参事兼総務課長などを歴任。
平成 13 年より現職。
平成 15 年 9 月 19 日、日本で初めて「ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)宣言」を行い、環境問題に取り組む。

上勝町の概要

標高：100～700m
面積：109.68km²
(うち山林：約86%)
人口：2,198人(H16.4.1現在)
(高齢化率：44.76%
(H16.4.1現在))



上勝町の取り組み

上勝町は、ごみの34分別を実施するなどごみの減量に積極的に取り組み、現在約80%を資源化、ゼロ・ウェイスト宣言により、2020年までに焼却や埋め立てによって排出されるごみをゼロにすることを目指している。

上勝町ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)宣言

未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)を宣言します。

- 1 地球を汚さない人づくりに努めます！
- 2 ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくす最善の努力をします！
- 3 地球環境をよくするため世界中に多くの仲間をつくります！

平成 15 年 9 月 19 日
徳島県勝浦郡上勝町

ゼロ・ウェイスト

1996年オーストラリアの首都キャンベラで始まったごみ政策の考え方。
従来のごみ処理方法から転換し、具体的な達成目標年を設定し脱焼却・脱埋め立てによる循環型社会を目指す。

【世界での取り組み】

目標達成年	取り組み都市
2010年	オーストラリア(キャンベラ)・カナダ(トロント)
2020年	アメリカ(サンフランシスコ)
2015～20年	ニュージーランド(自治体により異なる)

平成 16 年 (2004 年) 5 月 27 日
農政部園芸特産課
担 当 横山好範 (課長) 傳田郁夫
T E L : 026-235-7230 (直通)
026-232-0111 (代) 内線 3105
F A X : 026-235-7483
E-mail: entoku@pref.nagano.jp

マス類の新しく開発した養殖品種が水産庁から承認されました。 名称は「信州サーモン」です。

水産試験場が種苗生産及び養殖を行うために水産庁に対して申請していました新しい養殖品種が、平成 16 年 4 月 26 日付けで承認されました。

名称は「信州サーモン」に決定しました。

1 特性

ニジマスとブラウントラウトを、バイテク技術を用いて交配した一代限りの養殖品種です。

ニジマス四倍体¹メス×ブラウントラウト²オス
「ニジマスの染色体を 2 組、ブラウントラウトの染色体を 1 組もった三倍体³」

2 特 徴

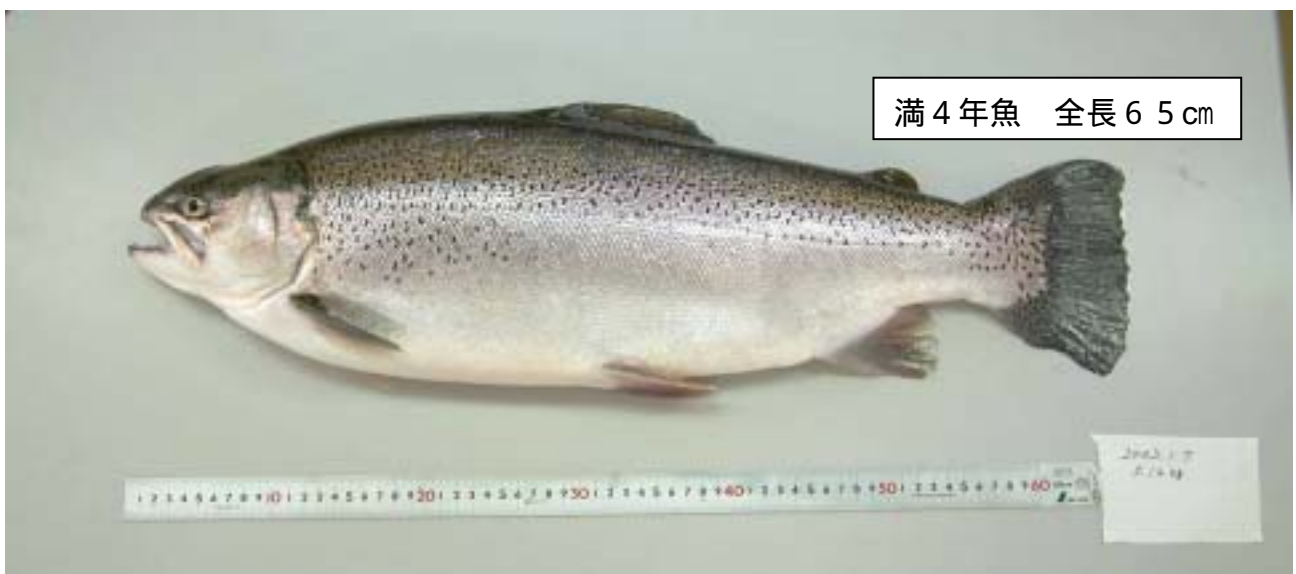
全雌三倍体の特徴で肉質がいつも変わらず肉厚でおいしい

ニジマスに比べきめが細かい肉質

体色が銀色できれい

ニジマスが罹りやすい魚の病気に強い

ニジマスの飼育施設、飼育技術がそのまま使える



信州サーモン

用語の解説

普通のニジマスは染色体を2組ずつ持つ二倍体ですが、受精卵に高い圧力を与えることで、染色体を4組持つ四倍体を作り出すことができるようになりました。

また、今回オスでありながらその子供はすべてメスになるブラウントラウトを作り出すことができるようになったため、すべてメスの「信州サーモン」の生産が可能になりました。

1 ニジマス四倍体

ニジマス（二倍体）の受精卵に、発生の初期段階で圧力を加えることで細胞分裂を1回だけ阻止することにより、ニジマス四倍体を作り出すことができます。

2 ブラウントラウト

ヨーロッパ原産のサケ科大西洋サケ属の魚（3～4歳魚で20～50cm、最大では1mを超える）

3 三倍体

ニジマス四倍体と通常のブラウントラウト（二倍体）を普通に交配させることで三倍体を作り出すことができます。

メスの三倍体の魚は、繁殖能力を持たないため、成熟、産卵のため卵に栄養を費やすこともなく年間を通じて肉質が一定でおいしいほかに、万が一自然界に出ても繁殖することがありません。